第一号の二書式

第一号の二書式 (第一条の五関係) (A4)

寒

務 常 禄 1111

や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、 て登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出 [記入注意] この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。) 毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴につい

建築土法上の推置や発験が認められない場合もあります。
私は、一級建築土の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日 氏名

国土交通大臣中央指定登録機関(名 称) 在職期間 年月~年月 (1) (2) 勤務先 (部課名まで) 対象物件の名称等 対象物件の名称等 実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 年月数 地位職名 建築実務の詳細 骤 所在地 (番地まで) 対象物件の所在地 対象物件の所在地 建築実務の内容(建築士法施行規則第一条の二) 用途・構造・規模・担当業務 曲 并 年月~年月 建築実務経験期間の合計 H~ 月~ 年 月 H~ 建築実務経驗期間 建築実務経驗期間 在職期間の合計 # 曲 Ш Ы 年月数 等) 并 冊 升 Ш Ш Ш

※登録機関記載欄

(3)

実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に

用途・構造・規模・担当業務

等)

#

 \mathbb{H}^{\sim}

中

ш

并

Ш

建築実務経驗期間

対象物件の名称等

対象物件の所在地

実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に

用途・構造・規模・担当業務

等)

第一号の二書式

第一号の二書式(第一条の五関係) (A4)

無 搽 雜 閥

て登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出 や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、 [記入注意] この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴につい

建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。 私は、一級建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴

- 勤務先 (部課名まで)	大 区
り	
り	上 交 通 大 E
動務先 (部課名まで)	
動務先 (部課名まで)	上 交 通 大 E
- 動務先 (部課名まで)	大 区
動務先 (部課名まで)	大 E
助務先 (部課名まで)	上、交 通 大 E 機 関 指 定 整 繰 機 関 動務先等 在職期間 2~年月 年月数 地位職名 所在地 (番地まで) 建築実務の評細 対象物件の名称等 対象物件の所在地 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に
- 動務先 (部課名まで)	大 E 機 関
勤務先 (部課名まで)	大 E 機 関
- 動務先等 - 動務先等	 通 大 E 殿
	 通 大 E 殿 祭 録 閱 器 録 楼 閱 器 祭 録 楼 閱 第
	 通 大 E 殿 窓 録 機 関 窓 録 機 関 (部課名まで)
	通 大 E 殿 整 線 機 関
	通 大 E 殿
(部課名まで)	通 大 E 殿 窓 繰 機 図 窓 繰 機 図 (部課名まで) 原在地 (番地まで) 期間 年月数 地位職名 建築実務の内容
	交 通 大 臣 殿 企 祭 験 機 関 (名 称) (名 称) (名 称)
	交 通 大 臣 殿 定登録機 閲 (名 称) (名 称) (光 (部課名まで)
	次 通 大 田 殿 市 密 縣 團 (名 祭)
勤務先等	次 通 大 田 殿 庄敬録機関 (名 称)
	交 通 大 臣 定登録機関 (名 称)

構造設計一級建築士証 交付申請書 設備設計一級建築士証

数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ

[記入注意] 数字 印を付けてください。 下記により(構造設計一級建築士証・設備設計一級建築士証)の交付を申請します。

第三号の二書式	
(第九条の三関係)	
(A4)	

構造設計一級建築土証 設備設計一級建築土証

[記入注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

									※ 校審	※審查		四	一級建築	現住所	本 籍	天 *** ***	国土交通大臣中央指定登録機関		
										経由庁	痾	機	+	-1			交通 管定登金 (名		
									ı	写真照合	了計	構造設計 設備設計	景録				画 大 画 教練機		
										修了者一	Ш	1 1 11	鄉				2 機臣 関称		
										覧表照合	4	級量	中				- 選	平	
									! w	副申審查	ì	樂樂					N.C.		
									1 2	名簿登録	ì	-級建築士講習 -級建築士講習						Ш	
									(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	建築土証 発 行	串	Pt				生年月日		Ш	
欗	t t	立	2	14	叫井	門	収	鱼	! ! !	※経由庁記載欄責任者(職氏名	月	修了した	第	電話					
									併	() () ()	ш	した時期			性別			氏名	
										宁記載欄 (職氏名	痾				男	年			
										<u> </u>	\neg					田			
									1 💹		番頭				」女				
											号号		0.0			ш			
									都道府県 受付番号		無		神			#			
									\$ 号		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	年	能に数与されます。	び撮影年月日を記入してのりではり付けてへださい。 てんださい 2 貼付した写真は免許	1 紙4.5cm、 預3.5cmの 写真の裏面に氏名及	写真			

領収証書はり付け欄

(建築基準法施行規則の一部改正)

第二条 建 築 基準 法 施 行 規 則 (昭 和二十五 年 建 設 省令第四十号)の一 部 を次 のように 改 正する。

定の傍線を付した部分のように改める。

次

 \mathcal{O}

表

によ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げる

規定

の 傍

線を付

L

た部分をこれに

対応する

改正

後欄

に

掲げ

る規

2 (略)	二~四(略)	一 建築士法第十条の三第四項に規定する構造設計一級建築士	定資格者」という。)であることとする。	件は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「特定建築基準適合判	第三条の十三 法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要	(構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等)	改 正 後
2 (略)	二~四 (略)	一建築士法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士	定資格者」という。)であることとする。	件は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「特定建築基準適合判	第三条の十三 法第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要	(構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者等)	改 正 前

建 築 士 法 に 基づく中 央 指 定 登 録 機 関 等 に 関 する 省 令 0 部 改 正

第三 条 建 築 士 法 に 基 づ < 中 央 指 定 登 録 機 関 等 に 関 す る 省 令 平 ·成二十 年 玉 土 交 通 省令 第三十 七号)

の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍線、 を付 し た部分をこれに順 次 対 応する改 正後欄 に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

第二十四条 項は、 関 る場合に限る。)とする。 (登録講習機関登録簿の記載事項) (以下この節において単に「登録講習機関」という。) が法人であ 役員の氏名(法第十条の三第 法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事 改 正 後 一項第一号に規定する登録講習機 第二十四条 習機関(以下この節において単に「登録講習機関」という。)が法人 項は、役員の氏名(法第十条の二の である場合に限る。)とする。 (登録講習機関登録簿の記載事項) 法第十条の二十四第二項第五号の国土交通省令で定める事 改 正 二第 前 一項第一号に規定する登録講

第四十一条 りとする。 準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、 条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について (準用) 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五 次の表のとお 第四十一条 準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとお 条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、登録講習機関について (準用)

りとする。 読み替え 読み替えられる字句 読み替える字句

第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十

条 第二十四 る規定 (略) 法第十条の二の二第 略 項第一号 法第二十二条の二

(準用)

(略)

第四十四条

(準用)

(略)

第一号

法第十条の三第

項

法第二十二条の二

条

第二十四

略

(略)

読み替え

る規定

読み替えられる字句

読み替える字句

条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五 第四十四条 条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準 第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五

- 14 -

70,500			. ,	10 10 10		
る規定	読み替えられる字句	読み替える字句		る規定 表	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)				(略)		
第二十四	(略)			第二十四	(略)	
条	第一号法第十条の三第一項	法第二十四条第二項		条	一項第一号と出て、	法第二十四条第二項
(略)				(略)		
第八号様式			第	第八号様式		
第八号禄式 ((第二十八条舆保) (A4)			第八号禄式	(第二十八条関係)(A4)	
	修了証	年月	ш	Ţ.	修了訊	証年月
田 年 月 銀 録 番	名田号	年 月 日		氏 年 類 日 番 番	名日号	年月日
この者は、 _え とを証します。	建築士法 <u>第10条の3第1項第1号</u> 建築士法 <u>第10条の3第2項第1号</u> -	建築士法第10条の3第1項第1号 建築士法 <u>第10条の3第2項第1号</u> 。	(1 Ø	この者は、建築。 ることを証します。	建築士法 <u>第10条の2の2第1</u> 建築士法 <u>第10条の2の2第2</u> 建築士法 <u>第10条の2の2第2</u> 、ます。	建築士法 <u>第10条の2の2第1項第1号</u> 建築士法 <u>第10条の2の2第2項第1号</u> ます。
修了証の番号	子	神		修了証の番号		第号
		登録講習機関	哥			登録講習機関

附則

施行期日)

第一 条 \mathcal{O} 省 令 は、 地 域 \mathcal{O} 自 主 性 及 び 自 <u>工</u> 性 を 高 \emptyset る た \Diamond \mathcal{O} 改 革 \mathcal{O} 推 進 を 义 る た \Diamond \mathcal{O} 関 係 法 律 \mathcal{O}

整

備 に 関 す る法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 令 和三年 八月二十六 日) か 5 施 行 す

(経過措置)

第二 条 \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 (C ある \mathcal{O} 省 令 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 様 式 に ょ る 用 紙 は 当 分 \mathcal{O} 間 これ を

取り繕って使用することができる。